

男女共同参画会議 第5回重点方針専門調査会	資料11
平成28年9月28日	

「女性活躍加速のための重点方針 2016」

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

c) マイナンバーカードへの旧姓併記

(総務省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 137
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備	
小項目	(2)旧姓の通称としての使用の拡大	
細項目	① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。 (以下略)	
該当施策名 (事業名)	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	
当該施策の背景・目的	政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための大きな目標である「希望出生率1.8」の実現に向け、「女性活躍」を中核と位置付け取り組むこととしている。そのため、女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるとし、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするもの。	
当該施策の政策手段の分類	<input type="radio"/>	法令・制度改正
		税制改正要望
	<input type="radio"/>	予算
		28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: 9,378,763 千円 29年度要求予算: 344,434 千円
	<input type="radio"/>	機構定員要求
	その他(具体的に)	
当該施策概要	希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修等を行う。	
担当府省庁	総務省 自治行政局住民制度課	

女性活躍推進等に対応したマイナンバー等の記載事項の充実等

【概要】 政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための大きな目標である「希望出生率1.8」の実現に向け、「女性活躍」を中核と位置付け取り組むこととしている。そのため、女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるとして、具体的な取組として、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修等を行う。

【システム改修等経費：H28補正予算(案)：93.8億円、H29要求・要望額(案)：3.4億円】

＜最近の閣議決定等で盛り込まれた内容＞

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(H28.5.13男女共同参画会議)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

※ 女性活躍加速のための重点方針2016(H28.5.20)すべての女性が輝く社会づくり本部決定)においても同様の記載あり。

○世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

○ニッポン一億総活躍プラン(H28.6.2閣議決定)

「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

○日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから…順次実現」

(イメージ)



本名と旧姓を区別できるよう配慮

